

CIRCULAR

The Standard for
service and security

The Standard 

組合員の皆様

2016年8月2日

2015年英国保険法 (The UK Insurance Act 2015)

2015年11月19日付の回覧でご案内した2015年英国保険法 ([以下「新法」](#)) が、2016年8月12日に発効します。

その回覧では新法の論理的な根拠と、影響を受ける国際グループ (以下「IG」) 加入の8つのクラブが合意した共通アプローチについて詳細に説明しました。

最新情報としては、企業法案 2015 (Enterprise Bill 2015) が議会を通過しました。これにより新法は改定され、「合理的期間」内の保険金支払いを義務付ける完全に新しい条項条件が、全ての保険契約に黙示的に盛り込まれ、これを怠ると利息の支払いが認められる可能性があります。この条項は、付保するリスクの相互保険という特徴や、プール協定に基づいたIGのクレーム処理方式を考慮すると、IGクラブに適しているとは思われませんでした。したがって、影響を受ける8つのIGクラブは、この条項を適用しておらず、組合員のクレームの利息支払いに関しては従来通り除外する予定です。ただし、保険者が故意または無謀行為によって、合理的期間内に被保険者のクレームを支払わなかった場合、新法では保険者が黙示の条項を適用しないことを認めていません。したがって、組合員はかかる範囲内で保護されることになります。

影響を受ける8つのIGクラブはすでに、合意した共通のIGアプローチを反映するようにルールを変更しています (2016/17 保険年度の開始から有効)。また、組合員および加入見込み組合員への今後の対応、特に保険引受けの手続きについても内部手続きを必要に応じて見直し、変更しています。

../...

The Standard Club Europe Ltd
www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

**Charles
Taylor**

CIRCULAR

The Standard



2

クラブルールが英国法を準拠法とするため影響を受ける 8 つの IG クラブはいずれも、同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)

Comment [A1]: This was added as in the previous circulars.